

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
日曜日に  
おき、翌  
日の翌  
たる日  
の翌)

## 目 次

- ◇規 則 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
(環境政策課)
- ◇告 示 産業廃棄物再生利用業に係る指定基準(ウ)

### 公布された規則のあらまし

- ◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則
- 一 新たに次の手続を定めることとした。
- 1 一般・産業廃棄物処理施設の設置に関する手続
    - (一) 設置許可申請書の記載事項の変更(新第二条、新第十三条関係)
    - (二) 設置許可証の書換え、再交付及び返納(新第二条、新第四条、新第十三条、新第十五条関係)
    - (三) 最終処分場の閉鎖の届出(新第五条、新第十六条関係)
    - (四) 最終処分場の届出帳の閲覧の請求(新第十七条関係)
  - 2 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可に関する手続
    - (一) 許可証の再交付及び返納(新第六条、新第七条関係)

- 3 産業廃棄物再生事業者の登録に関する手続
  - (一) 登録の申請(新第十八条関係)
  - (二) 登録証明書の様式及びその書換え、再交付及び返納(新第十九条、第二十条、第二十一条、第二十三条関係)
  - (三) 休廃止等の届出(第二十一条関係)
- 二 産業廃棄物再生利用業の指定に関する手続について、次のとおり整備することとした。
  - 1 行政手続条例の施行に伴い、指定の取消し等の手続を削除することとした。(新第十一条関係)
  - 2 指定証の返納事由に事業の全部を廃止したときを加え、指定機関が満了したときを削除することとした。(新第十二条関係)
- 三 施行期日等
  - 1 この規則は、公布の日から施行することとした。
  - 2 所要の経過措置を講ずることとした。

## 規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第三十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和五十八年三月鳥取県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条から第五条までを次のように改める。

(一般廃棄物処理施設設置許可申請書等の記載事項変更の届出)

第二条 法第八条第一項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理施設設置者」という。)

は、省令第三条第一項に規定する申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、様式第一号による届出書を知事に提出しなければならない。ただし、法第九条第一項の変更の許可を受けた者及び法第九条の五第三項の届出をした者は、この限りでない。

2 知事は、前項の届出により許可証の書換えを必要とする場合には、当該許可証を書換えて交付するものとする。

3 第一項の規定は、法第九条の三第一項の一般廃棄物処理施設の設置の届出、又はその構造若しくは規模の変更の届出をした市町村について準用する。

(一般廃棄物処理施設設置許可証の再交付の申請)

第三条 一般廃棄物処理施設設置者は、許可証を破り、汚し、又は失つたときは、知事に許可証の再交付を申請することができる。

2 前項の規定により許可証の再交付を申請しようとする者は、様式第二号による申請書を知事に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理施設設置許可証の返納)

第四条 一般廃棄物処理施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、直ちに、許可証(第一号に該当する場合にあつては、失つた許可証)を知事に返納しなければならない。

一 許可証の再交付を受けた者が、失つた許可証を発見したとき。

二 当該施設を廃止したとき。

三 許可を取り消されたとき。

(一般廃棄物の最終処分場に係る閉鎖の届出)

第五条 政令第五条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場の設置者は、当該最終処分場を閉鎖しようとするときは、あらかじめ、様式第三号による届出書を知事に提出

しなければならない。

第六条から第八条までを削る。

第九条の見出し中「産業廃棄物処理業」を「産業廃棄物処理業等」に改め、同条第一項中「産業廃棄物処理業」を「法第十四条第一項若しくは第四項」に改め、「という。」「の下に」「又は法第十四条の四第一項若しくは第四項の許可を受けた者(以下「特別管理産業廃棄物処理業者」という。)」を加え、「き損し、汚損し、又は忘失した」を「破り、汚し、又は失つた」に改め、同条第二項中「様式第十三号」を「様式第四号」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(産業廃棄物処理業等の許可証の返納)

第七条 第四条の規定は、産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者について準用する。この場合において、同条第二号中「当該施設」とあるのは「当該事業の全部」と読み替えるものとする。

第十条を削る。

第十一条第一項中「第九条第三号」を「第九条第二号又は第十条の三第二号」に、「様式第十四号」を「様式第五号」に改め、同条第四項中「様式第十五号」を「様式第六号」に改め、同条第五項中「様式第十六号」を「様式第七号」に改め、同条を第八条とする。

第十二条第一項中「様式第十七号」を「様式第八号」に改め、同条第二項中「様式第十八号」を「様式第九号」に、同条第三項中「知事」を「第二条第二項の規定」に、「は、指定証を書換えて交付するものと」を「について準用する。この場合において、同条第二項中「許可証」とあるのは「指定証」と読み替えるものと」に改め、同条を第九条とする。

第十三条第一項中「き損し、汚損し、又は忘失した」を「破り、汚し、又は失つた」に、同条第二項中「様式第十九号」を「様式第十号」に改め、同条を第十条とする。  
第十四条第一項中「法、」の下に「政令、」を加え、同条第二項を削り、同条を第十一条とし、同条の次に次の三条を加える。  
(指定証の返納)

第十二条 第四条の規定は、産業廃棄物再生利用業者について準用する。この場合において、同条中「許可証」とあるのは「指定証」と、同条第二号中「当該施設」とあるのは「当該事業の全部」と、同条第三号中「許可」とあるのは「指定」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物処理施設設置許可申請書の記載事項変更の届出)

第十三条 法第十五条第一項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理施設設置者」という。)は、省令第十一条第一項に規定する申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、様式第一号による届出書を知事に提出しなければならない。ただし、法第十五条の二第一項の変更の許可を受けた者及び法第十五条の四において準用する法第九条の五第三項の届出をした者は、この限りでない。

2 第二条第二項の規定は、前項の届出により許可証の書換えを必要とする場合について準用する。

(産業廃棄物処理施設設置許可証の再交付の申請)

第十四条 産業廃棄物処理施設設置者は、許可証を破り、汚し、又は失つたときは、知事に許可証の再交付を申請することができる。

2 前項の規定により許可証の再交付を申請しようとする者は、様式第一号による申請書を知事に提出しなければならない。

第十五条から第十八条までを次のように改める。

(産業廃棄物処理施設設置許可証の返納)

第十五条 第四条の規定は、産業廃棄物処理施設設置者について準用する。

(産業廃棄物の最終処分場に係る閉鎖の届出)

第十六条 政令第七条第十四号に規定する産業廃棄物の最終処分場の設置者は、当該最終処分場を閉鎖しようとするときは、様式第三号による届出書をあらかじめ知事に提出しなければならない。

(最終処分場の届出台帳の閲覧)

第十七条 法第十九条の五第三項の規定による届出台帳の閲覧の請求は、様式第十一号により行うものとする。

(廃棄物再生事業者の登録の申請)

第十八条 政令第十四条第一項に規定する申請書は、様式第十二号によるものとする。  
第十九条中「法」の下に、「政令」を加え、同条を第二十四条とし、同条の前に次の五条を加える。

(廃棄物再生事業者の登録証明書)

第十九条 政令第十六条に規定する登録証明書(以下単に「登録証明書」という。)は、様式第十三号によるものとする。

(廃棄物再生事業者の変更の届出)

第二十条 政令第十七条の規定による届出は、様式第十四号により行うものとする。

2 第二条第二項の規定は、前項の届出により登録証明書の書換えを必要とする場合について準用する。

(廃棄物再生事業者の休廃止等の届出)

第二十一条 政令第十八条の規定による届出は、様式第十五号によるものとする。

(登録証明書の再交付の申請)

第二十二条 法第二十条の二第一項の登録を受けた者(以下「登録廃棄物再生事業者」という。)は、登録証明書を破り、汚し、又は失つたときは、知事に登録証明書の再交付を申請することができる。

2 前項の規定により登録証明書の再交付を申請しようとする者は、様式第十六号による申請書を知事に提出しなければならない。

(登録証明書の返納)

第二十三条 第四条の規定は、登録廃棄物再生事業者について準用する。この場合において、同条中「許可証」とあるのは「登録証明書」と、同条第二号中「当該施設」とあるのは「当該事業の全部」と、同条第三号中「許可」とあるのは「登録」と読み替えるものとする。

様式第一号から様式第十六号までを次のように改める。

様式第1号 (第2条、第13条関係)

一般廃棄物 処理施設設置許可申請書等記載事項変更届出書  
産業廃棄物

鳥 取 県 知 事 殿

一般廃棄物 処理施設設置許可申請書 (届出書) の記載事項に変更を生じたので、廃棄物  
産業廃棄物 処理施設設置許可申請書等記載事項変更届出書  
物の処理及び清掃に関する法律施行細則 第2条第1項(第3項)の規定により、次のとお  
り届け出ます。  
第13条第1項

年 月 日

住 所

届出者 氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
電話番号

印

許可年月日 (届出年月日)	年 月 日
許可番号	
施設の種類	
設置場所	
変更事項 変更の内容	変更前
	変更後
	変更年月日
変更の理由	

様式第2号 (第3条、第14条関係)

一般廃棄物 処理施設設置許可証再交付申請書  
産業廃棄物

鳥 取 県 知 事 殿

一般廃棄物 処理施設設置許可証の再交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に  
産業廃棄物 処理施設設置許可証再交付申請書  
関する法律施行細則 第3条の規定により、次のとおり申請します。  
第14条

年 月 日

住 所

申請者 氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
電話番号

印

許可年月日	年 月 日
許可番号	
施設の種類	
設置場所	
再交付を受けようとする理由	

添付書類  
一般廃棄物 (産業廃棄物) 処理施設設置許可証 (失つた場合を除く。)

様式第3号 (第5条、第16条関係)

一般廃棄物の最終処分場閉鎖届出書  
産業廃棄物

鳥 取 県 知 事 殿

一般廃棄物 最終処分場の閉鎖について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則  
産業廃棄物

第5条の規定により、次のとおり届け出ます。  
第16条

年 月 日

住 所

届出者 氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

印

施 設 の 種 類	1 一般廃棄物最終処分場 2 産業廃棄物最終処分場 (安定型・管理型・遮断型)
設 置 場 所	
許 可 (届出) 年月日	許可・届出 年 月 日
閉 鎖 予 定 年 月 日	年 月 日
廃 棄 物 の 飛 散 及 び 流 失 の 防 止 措 置	
浸 出 液 に よ る 公 共 用 水 域、地 下 水 の 汚 染 防 止 措 置	
埋 立 地 か ら の 火 災 発 生 防 止 措 置	

添付書類

- 1 最終処分場の現況写真
- 2 浸出液の水質検査成績書

様式第4号 (第6条関係)

産業廃棄物処理業 許可証の再交付申請書  
特別管理産業廃棄物処理業

鳥 取 県 知 事 殿

産業廃棄物処理業 許可証の再交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に  
特別管理産業廃棄物処理業

関する法律施行細則第6条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者 氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

印

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	
事 業 の 種 類	
事 業 の 範 囲	
取 り 扱 う 産 業 廃 棄 物 の 書 類	
再 交 付 を 受 け よ う と す る 理 由	

添付書類

- 1 産業廃棄物処理業 (特別管理産業廃棄物処理業) 許可証 (失つた場合を除く。)

様式第5号(第8条関係)

産業廃棄物再生利用業指定申請書

鳥 取 県 知 事 殿

産業廃棄物再生利用業の指定を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者 氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
電話番号

印

事業の範囲	再生活用又は再生輸送の別 取り扱う産業廃棄物の種類	
事業場所	所在地	
再生利用の方法	再生利用の用に供する施設の 種類、数量、設置場所及び能力 再生利用の用に供する施設の要 方式、構造及び施設の概要 排出者の氏名又は名称及び 住所 再生活用業者の氏名又は名称 及び住所 再生輸送業者の氏名又は名称 及び住所 再生活用により得られる有用 物の利用方法	
事業開始予定	年月日	年月日

- 添付書類
- 1 事業計画の概要を記載した書類
  - 2 取引関係を記載した書類
  - 3 生活環境保全上の対策を記載した書類
  - 4 再生活用事業において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
  - 5 住民票の写し(法人にあつては、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本)

様式第6号(第8条関係)

産業廃棄物再生利用業指定証

住 所

氏 名  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第9条第2号 第10条の3第2号の規定により、次のと

おり産業廃棄物再生利用業の指定をしたことを証する。

年 月 日

鳥 取 県 知 事

印

指 定 年 月 日	再生活用又は別	年月日	指 定 番 号
	取り扱う産業 廃棄物の種類		
再生利用の方法			
取 引 関 係			
指 定 の 期 限			
指 定 の 条 件			

様式第7号 (第8条関係)

産業廃棄物再生利用業変更指定申請書

鳥 取 県 知 事 殿

産業廃棄物再生利用業の事業の範囲の変更の指定を受けたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第8条第5項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者 氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

電話番号

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	
変更前 再生活用又は 再生輸送の別	変更後
取り扱う産業 廃棄物の種類	変更前 変更後
変 更 の 理 由	
変更に係る再生利用の方法	
変更に係る取引関係	
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日

添付書類

- 1 変更後の事業計画の概要を記載した書類
- 2 変更後の取引関係を記載した書類
- 3 変更後の生活環境保全上の対策を記載した書類
- 4 変更後の再生活用事業において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- 5 変更後の委託関係を記載した書類
- 6 住民票の写し(法人にあつては、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本)
- 7 産業廃棄物再生利用業指定証

様式第8号 (第9条関係)

産業廃棄物再生利用業廃止届出書

鳥 取 県 知 事 殿

産業廃棄物再生利用業の<sup>全部</sup>一部を廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行細則第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者 氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

電話番号

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃止した事業の範囲	
廃 止 の 理 由	

添付書類

- 1 産業廃棄物再生利用業指定証

様式第9号 (第9条関係)

産業廃棄物再生利用業変更届出書

鳥 取 県 知 事 殿

産業廃棄物再生利用業に係る事項に変更を生じたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者 氏 名  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
電話番号

印

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項 の 内 容	変 更 前
	変 更 後
変 更 理 由	

添付書類

- 1 産業廃棄物再生利用業指定証
- 2 当該変更事項の内容を証する書類

様式第10号 (第10条関係)

産業廃棄物再生利用業指定証再交付申請書

鳥 取 県 知 事 殿

産業廃棄物再生利用業指定証の再交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第10条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者 氏 名  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
電話番号

印

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	再 生 活 用 又 は 別
	取 り 扱 っ た 産 業 廃 棄 物 の 種 類
再 交 付 を 受 け よ う と する 理 由	

添付書類

- 産業廃棄物再生利用業指定証 (失つた場合を除く。)



様式第11号 (第17条関係)

一般廃棄物 最終処分場台帳閲覧請求書  
産業廃棄物

鳥 取 県 知 事 殿

一般廃棄物 最終処分場の台帳の閲覧について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の5第3項の規定により、次のとおり請求します。

年 月 日

住 所

請求者 氏 名  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
電話番号  
印

最終処分場の設置場所	
設置者の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
設置者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
請求の理由又は利用目的	

様式第12号 (第18条関係)

廃棄物再生事業者登録申請書

鳥 取 県 知 事 殿

廃棄物再生事業者の登録について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者 氏 名  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
電話番号  
印

事務所の所在地		
事務場の名称		
事務場の所在地		
廃棄物の再生に係る事業内容		
事業の用に供する施設の種類	種類	
	数量	
経理的基礎に 関する資料	構造、概要	

様式第13号 (第19条関係)

廃棄物再生事業者登録証明書

指令 第 号

住 所

氏 名  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の規定により、次のとおり廃棄物再生事業者の登録をします。

年 月 日  
鳥 取 県 知 事 印

登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
事業場の名称	
事業場の所在地	
廃棄物の再生に係る事業内容	

様式第14号 (第20条関係)

廃棄物再生事業者登録事項変更届出書

鳥 取 県 知 事 殿

廃棄物再生事業者の登録事項に変更を生じたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日  
住 所  
届 出 者 氏 名  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
電話番号  
印

登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項	
変 更 の 内 容	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 の 理 由	

添付書類  
当該変更事項の内容を証する書類

様式第15号 (第21条関係)

廃止 届出書  
 廃棄物再生事業場  
 休止 再開

鳥 取 県 知 事 殿

廃止 届出書  
 廃棄物再生事業場の休止再開  
 について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第18

条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者 氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
 電話番号

印

登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
事業場の名称	
事業場の所在地	
廃止若しくは 休止又は再開 の年月日	年 月 日
廃止若しくは 休止又は再開 の理由	

様式第16号 (第22条関係)

廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書

鳥 取 県 知 事 殿

廃棄物再生事業者登録証明書の再交付を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第22条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者 氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
 電話番号

印

登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
事業場の名称	
事業場の所在地	
再交付を受けようとする理由	

添付書類  
 廃棄物再生事業者登録証明書 (失つた場合を除く。)

様式第十七号から様式第二十六号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の改正規定は、平成七年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によつてした申請書、届出その他の手続は、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当規定によつてしたものみなす。

告 示

鳥取県告示第三百三十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和五十八年三月鳥取県規則第十八号）第八条第二項に基づく産業廃棄物再生利用業に係る指定基準を次のとおり定め、平成七年三月三十一日から施行する。

昭和五十八年三月鳥取県告示第三百三十三号（産業廃棄物再生利用業に係る指定基準について）は、平成七年三月三十日限り廃止する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 再生利用されることが確実であると認められる産業廃棄物（以下「対象産業廃棄物」という。）の再生輸送（再生利用のための対象産業廃棄物の収集又は運搬を行うことをいう。以下同じ。）を業として行おうとする者に対する指定の基準
- (一) 対象産業廃棄物の排出事業者のみからその運搬の委託を受けること。
- (二) 排出事業者から再生輸送に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金の

みを受け取るなど、再生輸送が営利を目的としないものであること。

- (三) 再生輸送の用に供する施設及び申請者の能力が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第十条各号に掲げる基準に適合するものであること。ただし、同条第二号イに掲げる要件については、再生輸送を的確に遂行するに足りる知識及び技能を有すると知事が認めるときは、この限りでない。
- (四) 再生輸送において生活環境保全上の支障が生じないこと。
- (五) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十七号。以下「法」という。）第七条第三項第四号イからチまでのいずれにも該当しないこと。

二 対象産業廃棄物の再生活用（再生利用のために対象産業廃棄物の処分を行うことをいう。以下同じ。）を業として行おうとする者に対する指定の基準

- (一) 対象産業廃棄物の排出事業者のみからその処分の委託を受けること。
- (二) 排出事業者から再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受け取るなど、再生活用が営利を目的としないものであること。
- (三) 再生活用の用に供する施設及び申請者の能力が規則第十条の五第一号に掲げる基準に適合するものであること。ただし、同条第一号ロ(1)に掲げる要件については、再生輸送を的確に遂行するに足りる知識及び技能を有すると知事が認めるときは、この限りでない。
- (四) 引き取られた対象産業廃棄物はその大部分が再生の用に供されること。
- (五) 排出事業者との間で対象産業廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立されており、かつ、その取引関係に継続性があること。
- (六) 再生活用において生活環境保全上の支障が生じないこと。
- (七) 再生活用において生ずる廃棄物の処理を的確に遂行できること。
- (八) 法第七条第三項第四号イからチまでのいずれにも該当しないこと。